

番号	1.
項目	<p>新労働施設建設にあたり、旧センター回りをやむなく居所としている失業し野宿をせざるを得ない労働者たちが居場所・寝場所を失わないように配慮した丁寧な支援策を用意すること。</p> <p>私たちは野宿を固定化するような一方的な「排除」をゆるさない。野宿から脱出するための具体的支援方法を示せ。</p>
(回答)	
	<p>もとあいりん総合センター周辺で野宿されている方々には、常日頃から国・府・市で連携し、支援策等について検討を行っているところです。</p> <p>また、本市の取組として、もとあいりん総合センター周辺で野宿をされている方々に対し、いずれかの福祉的支援につなげることを目的として夜間等に巡回を行っています。</p> <p>さらに、もとあいりん総合センター周辺で野宿をされている方々の希望を聞いたうえで生活ケアセンター、あいりんシェルター、医療を必要とされる方には社会医療センターへつなぎ、また、希望される方には簡易宿所などの個室を利用いただくことも予定しており、既存の施設につなげるだけではなくその方々に寄り添った支援をしていく予定にしています。</p> <p>引き続き、今後も粘り強く声掛けを行うことで、顔の見える関係性を構築しながら、希望する支援等を聞き取り、その方々に応じた支援につなげることで、1日でも早い野宿からの脱却に向け取り組んでまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話 : 06-6208-7924

番号	2. ①
項目	住宅費の単体給付は野宿からの脱出にとって非常に有効だと思いますが、なぜ、大阪市は単体給付を拒否するのか回答すること。
(回答)	
	<p>生活保護は、法定受託事務であり、生活保護事務の実施にあたっては国が定めた生活保護法（以下「法」といいます。）や「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知）等に基づいております。</p> <p>法第8条において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」と定められております。</p> <p>安定した住居のない状況の方から生活保護の相談があった場合、法等に基づき、相談者の必要性に応じて保護の決定を行うものとなります。</p>

番号	2. ②
項目	ホームレス地域移行支援事業がセンター建替えによって居所を失う旧労働センター周辺野宿者の野宿からの脱出にどう貢献できるのかについて回答すること。
(回答)	
<p>本市では令和6年度よりホームレスの自立をさらに促進するために、自立後の生活を落ち着いた環境で見据えられるよう安定した住居を提供し、地域での自立生活への移行に向けた個別支援を行うホームレス地域移行支援事業を実施しております。</p> <p>また、本市の取組として、もとあいりん総合センター周辺で野宿をされている方々に対し、いずれかの福祉的支援につなげることを目的に夜間等に巡回を行っているところです。</p> <p>さらに、もとあいりん総合センター周辺で野宿をされている方々の希望を聞いたうえで生活ケアセンター、あいりんシェルター、医療を必要とされる方には社会医療センターへつなぎ、また、希望される方には簡易宿所などの個室を利用いただくことも予定しており、既存の施設につなげるだけではなくその方々に寄り添った支援をしていく予定にしています。</p> <p>引き続き、今後も粘り強く声掛けを行うことで、顔の見える関係性を構築しながら、希望する支援等を聞き取り、その方々に応じた支援につなげることで、1日でも早い野宿からの脱却に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7924

番号	2. ③
項目	ホームレス地域移行支援事業はシェルター廃止の為だという意見が地域住人の共通認識となりつつあるが、今後の施策を示すことによって事実を明らかにせよ。
(回答)	
	<p>ホームレス地域移行支援事業は、一時的な支援を行う生活ケアセンターやあいりんシェルターを頻回利用せざるを得ない方や、集団生活に困難を感じ支援につながらない層が一定数存在することから、自らの自立後の生活を落ち着いた環境で見据えられるよう安定した居宅を提供し、地域での自立生活への移行に向けた個別支援を実施していく事業であり、これまでの福祉的支援だけでは必ずしも自立につながっていなかった方等にアプローチし、個々に寄り添った支援を行うことで地域での自立生活につなげていく目的としています。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話 : 06-6208-7924

番号	3.
項目	<p>コロナ禍で明らかになったようにホームレス状態で生活している者・住まいが不安定な状態にある者が隔離・自宅待機を必要とされる場合、その他精神的病の発病などで共同の場所で寝泊まりできない者が直ちに利用できる待機場所、緊急の宿泊が可能な場所を市の責任で作りなさい。</p> <p>土日祝祭日、平日の行政窓口が対応できない時間帯に、感染症対策としても困窮者対策としても、何時でも緊急宿泊、あるいは待機できる場所を地域内に確保しなさい。</p>
(回答)	
	<p>本市では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活にお困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的として、相談支援窓口を各区に設置し、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援しています。支援にあたっては、対象となる方を早期に把握し、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携し、その方が抱える課題が複雑化・困難化する前に自立できるよう支援を行っています。</p> <p>安定した住居のない方に対しては、生活ケアセンターの利用を案内しており、利用中に感染症に罹患された場合は、個室での対応も実施しているところです。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7924

番号	4. ①②③
項目	<p><u>旧あいりん総合センター北側エリアで建設が検討されている福利・にぎわい施設について、もともとこのエリアを拠り所としてきた釜ヶ崎の労働者・生活保護受給者、また社会参加機会を必要とする大阪市内の生活困窮者等も活用しやすい施設となるよう社会的包摂に配慮すること。福利だけではなく福祉の窓口を作れ。</u></p> <p>① <u>建設される施設の建設・管理を行う事業者が、地域の労働者・生活保護受給者、また大阪市内の生活困窮者に、ステップアップに資する活動、有償の軽易な作業等を管理業務等の中から切り出して提供するとともに、継続的に年度ごとの目標を設定し、行政・地域団体と協議しながら進めていくようにすること。</u></p> <p>② <u>路上、公園、河川敷等で野宿をしている者だけでなく、仕事と住まいが不安定な生活をしている者は、ネットカフェ、簡易宿所、寮等に存在しているので、巡回相談の業務を改編しつつ、総合的な相談対応を果たしうる入口機能を、北側エリアを軸に構築すること。その策を具体的に示せ。</u></p> <p>③ <u>西成区保健福祉センター分館、西成市民館のような「年寄り」「障害者」を拒む手抜きの「福祉施設」を放置せずバリアフリーとし、高齢者、障害者、女性や外国人労働者など、生活上の困難を抱えやすい層が利用しやすい相談窓口をつくり、合わせて生活保護、介護、障害者支援などで行政の措置権限を持つ出張窓口を設けるなど、地域の実情に沿った施設を設置せよ。</u></p>
(回答)	
担当	西成区役所 総合企画課 電話：06-6659-9684

番号	4. ③
項目	西成区保健福祉センター分館、西成市民館のような「年寄り」「障害者」を拒む手抜きの「福祉施設」を放置せずバリアフリーとし、高齢者、障害者、女性や外国人労働者など、生活上の困難を抱えやすい層が利用しやすい相談窓口をつくり、合わせて生活保護、介護、障害者支援などで行政の措置権限を持つ出張窓口を設けるなど、地域の実情に沿った施設を設置せよ。
(回答)	
西成区保健福祉センター分館については、現在、バリアフリー化工事などの予定はございませんが、今後も引き続き、来庁者の皆様に快適にご利用いただけるよう庁舎の維持管理に努めてまいります。	
(下線部について回答)	
担当	西成区役所 総務課 電話 : 06-6659-9683

番号	4. ①
項目	<p>旧あいりん総合センター北側エリアで建設が検討されている福利・にぎわい施設について、もともとこのエリアを拠り所としてきた釜ヶ崎の労働者・生活保護受給者、また社会参加機会を必要とする大阪市内の生活困窮者等も活用しやすい施設となるよう社会的包摂に配慮すること。福利だけではなく福祉の窓口を作れ。</p> <p>①建設される施設の建設・管理を行う事業者が、地域の労働者・生活保護受給者、また大阪市内の生活困窮者に、ステップアップに資する活動、有償の軽易な作業等を管理業務等の中から切り出して提供するとともに、継続的に年度ごとの目標を設定し、行政・地域団体と協議しながら進めていくようにすること。</p>
(回答)	
<p>旧あいりん総合センター北側エリアで建設が検討されている福利・にぎわい施設については、今後も西成区を含めた関係機関と連携し検討を進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7924

番号	4. ②
項目	路上、公園、河川敷等で野宿をしている者だけでなく、仕事と住まいが不安定な生活をしている者は、ネットカフェ、簡易宿所、寮等に存在しているので、巡回相談の業務を改編しつつ、総合的な相談対応を果たしうる入口機能を、北側エリアを軸に構築すること。その策を具体的に示せ。
(回答)	
巡回相談事業は、市内のホームレスの野宿地において面接相談を行い、自立支援センターへの入所依頼、施設入所等の支援を行っており野宿生活からの脱却に向け取り組んでいます。	
<p>また、生活にお困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的として各区に設置している相談支援窓口では、対象となる方を早期に把握し、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携し、その方が抱える課題が複雑化・困難化する前に自立できるよう支援を行っています。</p> <p>安定した住居のない方を含めた生活にお困りごとを抱えた方が、より早期に相談支援窓口につながるよう西成区を含めた関係機関との連携を深めてまいります。</p> <p>総合的な相談対応を果たしうる入口機能については、西成区を含めた関係機関と連携してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話 : 06-6208-7924

番号	4. ③
項目	西成区保健福祉センター分館、西成市民館のような「年寄り」「障害者」を拒む手抜きの「福祉施設」を放置せずバリアフリーとし、高齢者、障害者、女性や外国人労働者など、生活上の困難を抱えやすい層が利用しやすい相談窓口をつくり、合わせて生活保護、介護、障害者支援などで行政の措置権限を持つ出張窓口を設けるなど、地域の実情に沿った施設を設置せよ。
(回答)	
	<p>野宿生活者に限らず、生活にお困りごとを抱えた方等にも対応する相談機能を創出すべく現在議論しているところです。</p> <p>今後も引き続き、西成区を含めた関係機関と連携してまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話 : 06-6208-7924

番号	5.
項目	あいりん貯蓄組合清算業務終了に伴い残存した預金を、釜ヶ崎の労働者の生活保障に還元する措置を行い、その内容を明らかにせよ。労働者、地域との協議の場を作れ。前市長が宣言していたようにあいりん貯蓄組合の清算金は、地区の労働者たちの汗の結晶であり、地域労働者、あるいは釜ヶ崎での再チャレンジを求めて流入してくる人たちのために使うこと。行政が本来、予算組しなければならないものに流用するな。
(回答)	
	あいりん貯蓄組合清算業務終了に伴う残余金については、あいりん地域の労働者のために使用するという方針のもと、引き続き、慎重に検討を進めてまいります。

担当 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話 : 06-6208-7924

番号	6. ①、②、③、④、⑤
項目	<p>特別清掃事業を大幅に拡充してください。</p> <p>①特別清掃事業で、月13日以上働くようにすること。</p> <p>②物価高騰に対応して、さらに賃金の改定をせよ。</p> <p>③特別清掃事業以外に高齢者の従事できる仕事がいまだできていませんが、大阪府の労働政策任せにせず、西成労働福祉センター、大阪ホームレス就業支援センターとの協力体制のもと、釜ヶ崎の労働者やホームレス状態で生活する者のために開拓・確保する具体的な指針・方策を示せ。</p> <p>④上記①～③の対策の推進により、釜ヶ崎の高齢労働者の月あたりの収入が、最低賃金×月平均労働時間（166,600円）に近づくようにせよ。</p> <p>⑤特別清掃事業のような社会的就労制度で補いきれない部分を埋めるため、大阪市・大阪府とも協力してあいりん労働福祉センターなどで民間労働市場に任せきりでない、高齢日雇い労働者向けの仕事の紹介を行い、憲法で保障された『働く権利』をぜひとも守れ。</p>
(回答)	
<p>① 特別清掃事業につきましては、日雇労働の補完事業であると認識しています。特別清掃事業のあり方については、今後も大阪府と協議しながら検討してまいります。</p> <p>② 本事業の賃金単価は令和5年度に見直しを行い、5,700円から6,500円に改定したところです。賃金単価については、引き続き慎重に検討する必要があります。</p> <p>③ ホームレス就業支援センターでは、臨時の・簡易な仕事から常用雇用まで求人開拓を行っているところであります、ホームレスへの情報提供とともにマッチングにもつながるよう、今後も連携してまいります。</p> <p>④ 特別清掃事業につきましては、日雇労働の補完事業であると認識しています。 55歳以上のあいりん地域の労働者の自立に向けた支援施策となるよう、引き続き、意見交換させていただきたいと考えています。</p> <p>⑤ 自立支援センターにおいて、就労意欲がある方に対し、就労自立に向けて、宿所・食事の提供をし、生活相談、法律相談、住宅相談、職業相談など個々の状況に応じた支援を行っており、自立相談支援機関においては、総合就職サポート事業を活用し、個々の状況に応じた求人案件の開拓なども実施しているところです。</p>	

担当 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7924

番号	6. ⑤
項目	特別清掃事業のような社会的就労制度で補いきれない部分を埋めるため、大阪市・大阪府とも協力してあいりん労働福祉センターなどで民間労働市場に任せきりでない、高齢日雇い労働者向けの仕事の紹介を行い、憲法で保障された『働く権利』をぜひとも守れ。
(回答)	
	<p>働く意欲がありながら、働きずに悩んでいる方の就職・就労を支援するために、「しごと情報ひろば」（市内4か所）・「地域就労支援センター」（市内1か所）を設け、職業相談・職業紹介・各種セミナー・合同企業説明会等を行っています。</p> <p>また、就職・就労に向けたマッチングに取り組むだけでなく、新たな雇用需要を発掘するために、求人開拓にも取り組んでいるところです。</p> <p>なお、労働相談等に関わる窓口は大阪府において設けられており、市民からのお問合せにつきましては、大阪府が設置している窓口をご利用していただいております。</p>
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	7. ①、②
項目	<p>55歳未満の不安定労働者への就労対策を拡充せよ。</p> <p>① 常用就職に向かうためには、賃金支給日までの生活費、職場までの交通費、携帯電話代等が必要です。市の委託業務の中から就労機会を提供することにより、収入を得て、貯金を作ることができるようにせよ。</p> <p>② ①を可能とするため、府有施設・府営公園・府民の森、市有施設・市有地等において、就労機会の提供を行なえ。</p>
(回答)	
①	<p>本市の施策である自立支援センターにおいては、安定した住居のない方であって就労意欲のある方へ宿所・食事の提供を行い、生活相談、法律相談、住宅相談、職業相談などの個別の状況に応じたプログラムにより、就労自立に向けた支援を行っています。具体的には、賃金支給日までの生活費や職場までの交通費の支給や、採用面接用のスーツの貸与、支援終了後を見据えた貯金を実現するための支援などを実施しています。</p> <p>この他、施設内清掃を始めとする個人の状況に応じた仕事の提供や、協力雇用企業との提携による幅広い職種の求人の提示、就職後の職場定着など、きめ細やかな支援を提供しているところです。</p>
②	ホームレス就業支援センターでは就労開拓を行っているので、引き続き就労開拓に向け働きかけてまいります。
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7924